

## 青森市スポーツ推進審議会概要

### ○青森市スポーツ推進審議会について

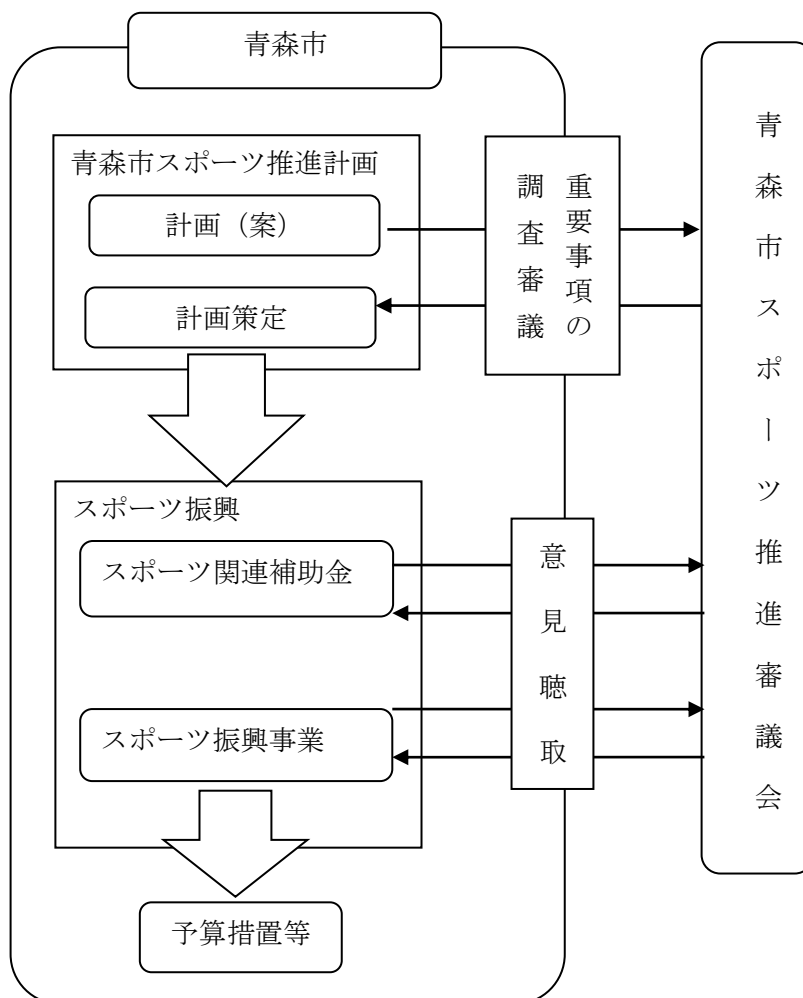
本市では、スポーツ基本法に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため「青森市スポーツ推進審議会（以下審議会）」を設置し、法律に基づく調査審議を行っております。

### ○審議会の活動について

- 会議回数 例年は年 2 回程度（春、秋を予定） **※平成 27 年度は 4 回を予定**
- 審議案件
  1. 次期青森市スポーツ推進計画の策定に係る審議（平成 27 年）
  2. スポーツ団体への補助金交付に対する意見聴取（毎年）
  3. 市スポーツ振興事業に対する意見聴取（毎年）

案件 2、3 については、例年、秋の審議会において審議いただく予定となっております。

### ○審議会のイメージ



■スポーツ基本法（抜粋）（平成23年8月24日施行）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○青森市スポーツ推進審議会条例

平成十七年六月三十日

条例第二百三十九号

改正 平成二三年一二月条例第三四号

（題名改称）

（趣旨）

第一条 この条例は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。）に基づき、スポーツ推進審議会の設置及び組織等について必要な事項を定めるものとする。

（平成二三条例三四・一部改正）

(設置)

第二条 法第三十一条の規定に基づき、青森市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平成二三条例三四・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 スポーツに関する学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月条例第三四号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。